

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

1 処分名

いわき市小名浜港運動施設損害賠償義務の免除

2 所管部課等名

いわき市商工観光部産業・港湾振興課 電話 22-1162

3 根拠条例等

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)
(損害賠償)

第9条 小名浜港運動施設の施設又は設備・器具を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを現状に回復しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認める場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

いわき市小名浜港運動施設管理条例施行規則(昭和61年いわき市規則第8号)
(損傷又は滅失の届出)

第9条 小名浜港運動施設の施設又は設備・器具を損傷し、又は滅失した者は、直ちに小名浜港運動施設設備・器具損傷(滅失)届(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

4 審査基準

いわき市小名浜港運動施設管理条例第9条ただし書に基づき賠償義務の全部又は一部を免除する。

5 標準処理期間

| | |
|-----------------|----|
| ① 申請書、添付書類の形式審査 | 1日 |
| ② 審査 | 1日 |
| ③ 関係機関との協議・調整 | 2日 |
| ④ 処分案作成 | 1日 |
| ⑤ 起案→決裁 | 1日 |
| ⑥ 決裁→交付(免除) | 1日 |
| 計 | 7日 |

* 上記日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

(1) 申請の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数

(2) 次に掲げる市の休日

① 日曜日及び土曜日

② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

③ 12月29日から1月3日までの間(①及び②に掲げる日を除く。)

6 作成年月日等

(1) 作成年月日 平成9年9月10日

(2) 改成年月日 平成11年4月1日